取調べの全過程可視化に対する野田佳彦内閣の見解に関する質問主意書

提出者 浅野

博

貴

取 調べの全過程可視化に対する野田佳彦内閣の見解に関する質問主意書

いて、 は、 果報告書』 調査してきた内容をまとめた報告書 調べの可視化を制度化することは是非とも必要であり、 とともに、 ベ 取りまとめ』、 その「報告書」の内容について、 の可視化に関する法務省勉強会の検討結果 中心とする勉強会における検討の成果を取りまとめ、 の 本年八月八日、 可視化 本年八月八日、被疑者取調べを録音・録画の方法により可視化することについて、 『被疑者取調べの可視化が、 不適正な取調べの抑制にも資するもので、 及び の実現に向けて』において、 『取調べの録音 取取 法務省は、 調べに関する国内調査結果報告書』 犯罪 過去の政府答弁書(内閣衆質一七七第三八八号)では、 録 捜査の取調べを録音 取調べ状況を客観的に記録し、 画に関する取組方針』 (以下、 制度としての被疑者取調べの可視化を実現することの必要性等につ (概要)』 「報告書」とする。) えん罪を防止するために有効な手段』であって、 『被疑者取調べの可視化の実現に向けて』、 ` 法務省として責任を持って、 録 『被疑者取調べの録音 を公表したところである。 画するい 『取調べ の録音 を江田五月前法務大臣に提出してい 自白の任意性の的確な判断を容易にする わゆる取調べの可視化について検討し、 録 画制度等に関する国外 ・録画に関する法務省勉強会 このうち 制度としての可視化を 法務省の政務三役を 「法務省において 『被疑者 『取調 調査結 取調 取

審議会からできる限り速やかに答申を受け、 音・録画を試行的に拡大すべき』こととし、『法務省としては、 ており、 方について一定の方向性を示すとともに、 対象事件の身柄拘束下における被疑者の取調べが考えられることなど、 実現していかなければならない』とした上で、 今回の取りまとめは、 被疑者取調べの可視化の実現に向けた取組として大きな意義があるものと考 その制度設計の検討に資するよう、 制度としての取調べの可視化を実現していく所存である』とし 『録音・録画の対象とすべき範囲として、まず、 可視化の趣旨・目的の重要性に鑑み、 制度としての取調べ 検察の運用による取調 0 可視化 裁判員制度 ベ 0 在 法制 の録 り

るか。 可視化することの意義、 「報告書」に対する野田佳彦内閣 またその実現に向け、 の見解如何。 積極的に取り組んでいくことを、 前文で触れた 「報告書」 の内容にあるように、 野田内閣としても継 取調べを 承す

えている。

」との答弁がなされている。

右を踏まえ、

質問する。

た わずに一律に録音・録画を義務付けるような制度を構築することは適当とは考え難く、 取調べの全過程を可視化することについて、 『被疑者取調べの録音・録画に関する法務省勉強会取りまとめ』においては、 「報告書」では過去の答弁書に「一及び二についてで述べ 『個別の具体的事情を問 録音 録画の必要

性と現実性との間でバランスのとれた制度を検討することが必要である』としているところ、その理由と 『現在実施されている取調べ過程の一部の録音・録画であっても一定の効果が認められること』、

『全過程の録音・録 一画記録を視聴する負担は無視できないものとなり得ること』及び 『録音 ・録画によっ

て取調べの機能に支障が生じるおそれが大きいことは否定できないこと』などを指摘している。」とある

ように、 あくまで慎重な姿勢を崩さないでいる。しかし、 現在各場面で施行されている、主に容疑者が自

白した後、 供述調書の内容を確認する場面のみという、一 部のみの可視化措置では、 自白に至るまでの取

捜査の適正化を図り、

冤罪を防止するためには

調べにおいてどのようなことがなされたのかがわからず、

かえって有害となることが多いと考えるが、 右に対する平岡秀夫法務大臣の見解 如何

 \equiv 取調べの可視化、 特に一部ではない全過程の可視化に関する、 山岡賢次国家公安委員会委員長の見解如

何。

兀 野田内閣として、 検察に限らず、 警察による取調べに対しても、今後全過程も視野に入れ、 可視化措置

を拡大させていく考えはあるか。

右質問する。